

出生児の認定における被保険者と配偶者の状況確認

【被扶養者認定の基本】

健康保険では出生児の扶養認定においては、被保険者の他に収入のある扶養義務者（配偶者）がいる場合、それぞれの収入（雇用保険育児休業給付金を含む）を比較しその収入が多い『主たる生計維持者』の被扶養者とします。

健保での可否判定の基準は以下のとおりです。

- ・書類下部の添付書類に基づき被保険者の収入が配偶者よりも多いことが確認できれば認定可能。
- ・配偶者の収入が被保険者よりも多い場合は配偶者が出生児を扶養すべき、との判断により非認定。
- ・添付文書類を提出できない場合は判定が付かないため非認定。

被保険者	記号：			
	番号：			
	氏名：			
	産前産後休業期間を記入もしくは○	R	～ R	取得しない
	育児休業期間を記入もしくは○	R	～ R	取得しない
	雇用保険育児休業給付金受給	※1 受給する	・ 受給しない	←どちらかに○

配偶者	記号：	※配偶者がNEC健保被保険者の場合に記号番号を記入。		
	番号：	NEC健保に加入していない配偶者は未記入。		
	氏名：			
	産前産後休業期間を記入もしくは○	R	～ R	取得しない
	育児休業期間を記入もしくは○	R	～ R	取得しない
	雇用保険育児休業給付金受給	※1 受給する	・ 受給しない	←どちらかに○

産・育休を取得しない、雇用保険育児休業給付金を受給しない場合は直近の源泉徴収票の写しを添付してください。

出生児	続柄：	
	氏名：	
	出生日：	

※1 被保険者および配偶者が雇用保険育児休業給付金を受給する場合は、育休（産休）開始前（減額される前）6カ月分の給与明細書の写しを添付してください。